



国土交通省

令和6年版 近畿の事業用自動車等の交通事故の概況

国土交通省 近畿運輸局

令和7年8月29日

自動車運送事業者の皆様へ

届出された死者数・負傷者数は前年に比べて減少。

転覆、火災、衝突、車内事故が増加。

自動車運送事業者は死亡事故など重大な事故を引き起こした場合、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に基づき国に報告する義務があります。

この度、近畿運輸局では、令和6年中に自動車運送事業者から報告された自動車事故報告書等をもとに事業用自動車等の交通事故の概況をとりまとめ、近畿運輸局のホームページに掲載しましたのでお知らせします。

今回報告された件数は798件で、うち車両故障を除く305件が死亡事故などの重大な事故で、前年の301件より4件増加しています。

また、事故の種類別では、衝突81件、死傷78件、健康起因29件、火災29件、車内27件、転覆19件等で、転覆、火災、衝突、車内が前年より増加しています。

なお、その他の概況につきましては、下記のアドレスに掲載しておりますので今後の安全運転、事故防止の参考にしてください。

●近畿運輸局 HP <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/anzen/statistics.html>



問い合わせ先

（所属） 自動車技術安全部保安・環境課

（担当） 山崎・後藤

（電話） 06-6949-6454

配布先：陸運記者会